

第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画 検証結果（令和5年度）



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和7年3月
静岡県

1 はじめに

静岡県では、不幸にも犯罪等の被害に遭われた犯罪被害者等に対して、権利利益の保護及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的に、平成 27 年 4 月 1 日「静岡県犯罪被害者等支援条例」（以下「県条例」という。）を施行しました。

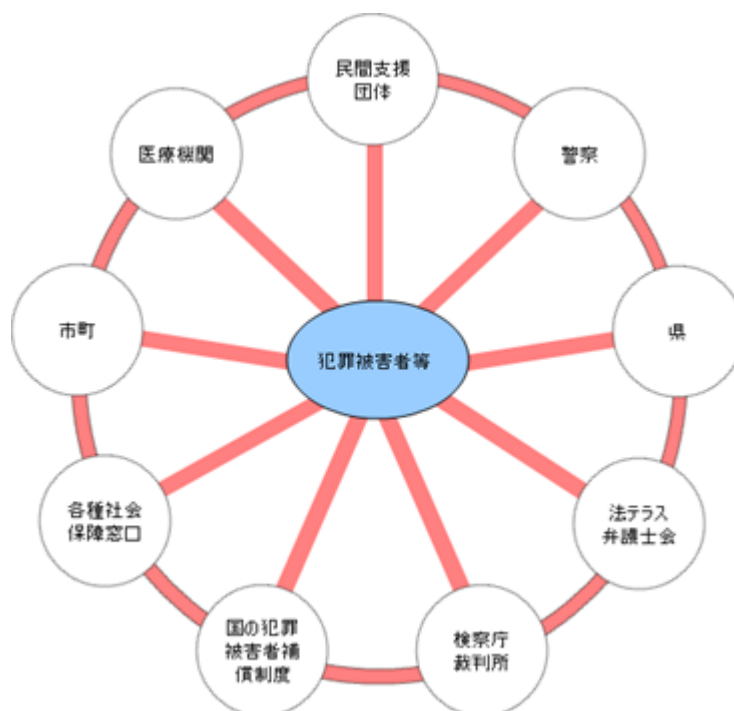
平成 28 年 10 月には、県条例第 8 条（犯罪被害者等支援に関する推進計画）に基づき、県機関が民間支援団体等関係機関と協力し、本県における犯罪被害者等の支援を総合的に推し進めるための指針となる「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」（平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 か年計画）を公表し、毎年度、施策の実施状況の確認・検証を行ってまいりました。

令和 3 年 4 月には、令和 3 年度から令和 7 年度までを実施期間とした「第 2 次静岡県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を公表し、この度、令和 5 年度中に県機関において実施された取組の成果等について、犯罪被害者等支援推進本部において確認・検証を行い、その結果を「第 2 次静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（令和 5 年度）（以下「検証結果」という。）」として取りまとめました。

注）用語の定義

- 犯罪等・・・犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 犯罪被害者等・・・犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族
- 県機関・・・知事部局、教育委員会、警察本部の各所属
- 民間支援団体・・・犯罪被害者等支援を主たる目的とする民間の団体

2 静岡県が目指す、犯罪被害者等支援における連携・協力のイメージ



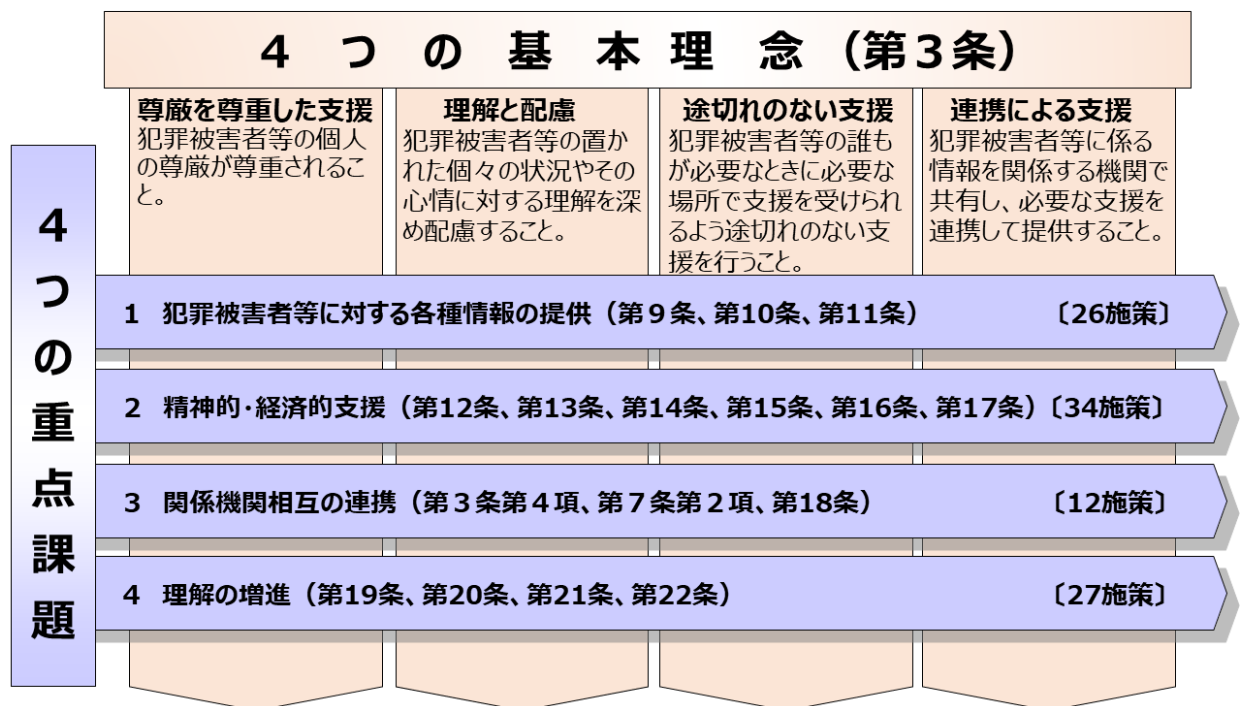
3 推進計画の体系（4つの基本理念、4つの重点課題）

(1) 基本理念

県条例第3条に掲げる基本理念の下、犯罪被害者等の人としての尊厳を重んじ、その置かれている状況に配慮した対応を心掛けるとともに、関係機関・団体による途切れのない支援や、犯罪被害者等に対する理解促進のための施策を進め、県民や事業者を含めた「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」の実現を目指しています。

(2) 重点課題

犯罪被害者等を取り巻く状況やそのニーズを把握し、「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」を実現するために、今後必要と考えられる施策を体系的に整理する中で、4項目を重点課題として設定し、それぞれの充実に向けた取組を進めています。



(3) 計画の体系

重点課題 I		犯罪被害者等に対する各種情報の提供	
基本方針	取組	県機関	
1 相談及び情報の提供等 (第9条)	① 指定被害者支援要員による被害直後からの相談対応	警察本部	
	② 「被害者の手引」の充実と対象者への確実な交付	警察本部	
	③ 警察における各種相談窓口の適切な運営	警察本部	
	④ 静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおける相談対応	くらし交通安全課	
	⑤ 市町の担当窓口へ条例制定状況等の情報提供	警察本部、くらし交通安全課	
	⑥ 市町における施策担当及び総合的対応窓口の充実・強化	くらし交通安全課	
	⑦ 「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用	くらし交通安全課	
	⑧ スクールカウンセラーの派遣等学校内における相談体制の充実	教育委員会	
	⑨ 被害児童及び保護者等に対する相談機関の紹介	教育委員会	
	⑩ 県総合教育センターにおける面接・電話による教育相談対応	教育委員会	
	⑪ あざれあ女性相談における相談対応	男女共同参画課	
	⑫ DV防止パンフレット等による相談場所等の情報提供	男女共同参画課	
	⑬ 要保護児童対策地域協議会の活動支援による相談体制の充実等	児童相談所	
	⑭ 障害者虐待防止支援センターにおける相談対応	障害者政策課	
2 損害の回復を図るための 情報の提供等 (第10条)	① 法テラス、県弁護士会等犯罪被害相談窓口の紹介	警察本部、くらし交通安全課	
	② 支援センターへの情報提供制度の活用	警察本部	
	③ 捜査状況、検挙状況、被疑者の処分等に係る情報提供	警察本部	
3 経済的な助成に関する 情報の提供等 (第11条)	① 各種団体が行う奨学金制度に係る情報提供	警察本部	
	② 交通事件事故被害者等に対する支援制度の情報提供	警察本部	
	③ 警察で所管する各種公費負担制度の教示	警察本部	
	④ 犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化	警察本部	
	⑤ 税法上の救済制度に係る情報提供	警察本部	
	⑥ 暴力団犯罪被害者支援制度に係る情報提供	警察本部	
	⑦ 医療保険の円滑な利用の確保	国民健康保険課	
	⑧ ひとり親家庭への医療費の助成制度に係る情報提供	こども家庭課	
	⑨ 被害者国選弁護士制度や民事法律扶助制度に係る情報提供	警察本部、くらし交通安全課	

重点課題Ⅱ		精神的・経済的支援	
基本方針	取組	県機関	
1 日常生活の支援 (第12条)	① 支援センターへの情報提供制度の活用	警察本部	
	② 市町の総合的対応窓口との連携	警察本部、くらし交通安全課	
	③ 経済的援助制度の研究	警察本部、くらし交通安全課	
	④ DV被害者の自立支援	こども家庭課、女性相談センター	
2 心理的外傷等からの回復 (第13条)	① 被害者支援カウンセラーによるカウンセリングの実施	警察本部	
	② カウンセリング等費用に係る公費負担制度の運用	警察本部	
	③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	教育委員会	
	④ 犯罪被害者等からの相談受理	精神保健福祉センター	
	⑤ PTSDの対応に関する研修会の検討	精神保健福祉センター	
	⑥ 関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援	障害福祉課	
	⑦ 被虐待児童への心理的ケア等	児童相談所	
3 安全の確保 (第14条)	① 加害者からの再被害防止対策の徹底	警察本部	
	② DV被害者の安全確保のための各種措置	警察本部	
	③ DV被害者・被虐待児童の保護等社会的養護	児童相談所、女性相談センター	
	④ DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底	女性相談センター	
	⑤ 関係機関の連携によるDV被害者の安全確保	男女共同参画課	
	⑥ 一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有	女性相談センター	
	⑦ 保護命令の積極的運用と被害者の安全の確保	女性相談センター	
	⑧ 学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の周知徹底	教育委員会	
4 居住の安定 (第15条)	① ハウスクリーニング費用に係る公費負担制度の運用	警察本部	
	② 一時避難場所確保に係る公費負担制度の運用	警察本部	
	③ 犯罪被害者等に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	
	④ 市町担当課への犯罪被害者等の公営住宅入居に伴う各種制度の周知	公営住宅課	
	⑤ DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援	児童相談所、女性相談センター	
	⑥ DV被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	
	⑦ 被虐待児童への一時保護等による社会的な擁護の実施	児童相談所	
	⑧ 様々な地域・種類の一時保護委託先の確保	こども家庭課	
5 雇用の安定 (第16条)	① 犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施	労働雇用政策課	
	② 犯罪被害による後遺障がい者に対する就業情報の提供	労働雇用政策課	
	③ 事業主との間の労働問題に係る相談対応	労働雇用政策課	
6 捜査の過程における 配慮等(第17条)	① 指定被害者支援要員の活用による二次的被害の防止	警察本部	
	② 司法解剖後の遺体修復費用に係る公費負担制度の運用	警察本部	
	③ 司法解剖後の遺体搬送費用に係る公費負担制度の運用	警察本部	
	④ 緊急避妊費用等に係る公費負担制度の運用	警察本部	

重点課題Ⅲ		関係機関相互の連携	
基本方針	取組	県機関	
1 関係機関の連携協力体制の構築 (第3条第4項)	① 県及び各署における犯罪被害者支援連絡協議会の継続開催	警察本部	
	② 静岡県性暴力被害者支援センターSORAと関係機関との連携強化	くらし交通安全課	
	③ 県内市町との連携協力体制の充実	警察本部、くらし交通安全課	
	④ 各民間団体との連携協力体制の充実	警察本部、くらし交通安全課	
	⑤ 児童虐待・DV防止のための関係機関のネットワーク強化	こども家庭課、児童相談所、女性相談センター	
2 民間支援団体に対する県の支援 (第7条第2項)	① 早期援助団体への情報提供	警察本部	
	② 早期援助団体が行う直接的支援事業への助言及び協力	警察本部	
	③ 支援センターと連携しての広報活動	警察本部、くらし交通安全課	
	④ 支援センターの活動基盤の強化への協力	警察本部、くらし交通安全課	
3 緊急を要する犯罪被害者等支援の実施 (第18条)	① 死傷者多数事件事故発生時における被害者支援本部の設置	警察本部	
	② 死傷者多数事件事故発生時における活動要領マニュアルの作成・整備	警察本部	
	③ 県犯罪被害者支援連絡協議会等における連絡体制の整備	警察本部	

※

重点課題Ⅳ		理解の増進	
基本方針		取組	県機関
1	県民の理解の増進 (第19条)	① 各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	警察本部、くらし交通安全課
		② 犯罪被害者週間における集中的な広報、街頭活動の実施	警察本部、くらし交通安全課
		③ 「犯罪被害者等支援講演会inしずおか」の継続開催	警察本部、くらし交通安全課
		④ 犯罪被害者支援貢献者・団体への表彰による士気高揚	警察本部
		⑤ 広報啓発活動による児童虐待防止への理解促進	こども家庭課
2	学校における教育 (第20条)	① 「命の大切さを学ぶ教室」の開催	警察本部、教育委員会
		② 大学での被害者支援講義の実施と大学生ボランティアの参加促進	警察本部
		③ 生命の尊重に関する道徳教育と体験活動の推進	教育委員会
		④ こころの教育の推進	教育委員会
		⑤ 体験活動による豊かな人間性や社会性の育成	教育委員会
		⑥ 自他の生命を尊重する心情や態度の育成	教育委員会
		⑦ 交流及び共同学習による豊かな人間性と社会性の育成	教育委員会
3	犯罪被害者支援従事者 に対する研修（第21条）	① 指定被害者支援要員及び特別支援要員に対する研修の実施	警察本部
		② 警察学校入校生に対する授業の実施	警察本部
		③ 女性地域警察官研修会における研修の実施	警察本部
		④ 性犯罪指定捜査員研修会における研修の実施	警察本部
		⑤ 警察署相談係員対象の研修会の実施	警察本部
		⑥ 犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷研修の実施	警察本部
		⑦ 各研修における「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用	くらし交通安全課
		⑧ 県・県警・市町担当者に対する研修会の開催	警察本部、くらし交通安全課
		⑨ DV被害者、児童虐待に対応する相談員への研修の実施	男女共同参画課、女性相談センター、児童相談所 ※
		⑩ 犯罪被害者等に初期に接する者への研修の実施	精神保健福祉センター
		⑪ 児童虐待に対応する市町職員への研修の充実	こども家庭課、児童相談所
		⑫ 高齢者虐待防止、権利擁護対応に関わる職員の対応能力向上	福祉長寿政策課
4	意見の反映 (第22条)	① 県政アンケート等を活用した県民の意識調査の実施	警察本部、くらし交通安全課
		② 推進計画策定及び改正時における意見公募(パブリックコメント)の実施	警察本部
		③ 推進計画策定、改正及び検証時における有識者検討会の実施	警察本部

※ 「女性相談センター」は、令和6年度から「女性相談支援センター」に名称を変更しています。

4 重点課題ごとの主な施策実施状況

取組（施策）の実施状況について抜粋し、以下のとおり重点課題ごとにまとめました。
全取組（施策）の実施状況及びそれに対する検証結果については、本検証結果末尾にあります。

(1) 犯罪被害者等に対する各種情報の提供（第9条、第10条、第11条）

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭うといった直接的被害のほかにも様々な問題に遭遇し、これらを自力で解決することが非常に困難な状況にあることから、犯罪被害者等が必要とする情報を適切に提供できる体制の整備及び窓口担当者の対応能力向上につながる取組を推進しました。

ア 指定被害者支援要員による被害直後からの相談対応

各警察署の指定被害者支援要員が犯罪被害者等に対し、被害者の手引を交付し、各種制度について説明するとともに必要な支援の聴取を行い、関係機関へ引き継ぐなど、被害直後の不安解消に向けた対応を行いました。【警察本部】



被害者の手引き

イ 静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおける相談対応

24時間365日相談を受け付け、いつでも、どのような相談にも対応できる体制をとり、支援をワンストップで行いました。令和5年度はコーディネーターを配置するとともに、相談しやすい環境を整え、性暴力被害者の健康回復と被害の潜在化防止を図りました。（相談1,751件、同行支援44件）【くらし交通安全課】

ウ 市町担当窓口へ条例制定状況等の情報提供

警察署犯罪被害者支援連絡協議会など様々な機会を通じて、条例未制定の市町に対し、制定の必要性や他市町の取組等の情報提供を行ったことにより、市町における条例制定に向けた動きが活性化され、令和5年度中に、5市3町で犯罪被害者等支援条例が施行されました。【警察本部】

【犯罪被害者等支援条例の施行状況（令和5年度中）】

市 町	条 例 名	施 行 日
熱海市	熱海市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日
伊東市	伊東市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日
御殿場市	御殿場市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日
御前崎市	御前崎市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日
田方郡函南町	函南町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日
駿東郡小山町	小山町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日
周智郡森町	森町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日
袋井市	袋井市犯罪被害者等支援条例	令和5年10月1日

エ 市町における施策担当及び総合的対応窓口の充実・強化

県下東部・中部・西部地区の3会場において、県・市町犯罪被害者等支援担当者、管轄警察署担当者及び支援関係機関・団体を対象とした静岡県犯罪被害者等支援担当者研修会を開催しました。【くらし交通安全課】

オ スクールカウンセラーの派遣等学校内における相談体制の充実・強化

県立高等学校34校を拠点校として、スクールカウンセラーを配置しました。前年度と比較して、拠点校を2校増加して対応しており、各学校におけるニーズは高いことから、今後も継続して相談体制の充実を図っていきます。【教育委員会（高校教育課）】

カ 被害児童及び保護者に対する相談機関の紹介

政令指定都市を除く県内全公立小・中学生に「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の相談窓口を掲載した文書を配布し、児童生徒に周知しました。【教育委員会（義務教育課）】

キ DV防止パンフレット等による相談場所等の情報提供

デートDV防止出前セミナーを高等学校、大学の7校において開催し、受講者1,394人に対し、DV防止パンフレットを配布しました。

また、県庁、静岡県男女共同参画センターあざれあ等において、DV防止啓発展示を行ったほか、パンフレット等の配布により、相談窓口等の情報提供を行いました。【男女共同参画課】

ク 法テラス、県弁護士会等犯罪被害相談窓口の紹介

- 被害者の手引に相談窓口を掲載し、犯罪被害者等に交付・説明するとともに、法的支援を希望する犯罪被害者等に対しては、各機関・団体のパンフレットを交付し、相談窓口の紹介を行いました。【警察本部】
- 必要な被害者に対して、被害の回復を図るための情報提供を行えるよう、民間支援団体が行う支援等業務の内容を「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」に掲載し、県・市町の犯罪被害者等支援総合的対応窓口や関係機関・団体に配布し備え付けています。【くらし交通安全課】



各機関・団体パンフレット

ケ 犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化

対象となる犯罪被害者等に対して犯罪被害給付制度を教示し、11 件の申請を受理し、17 件の裁定を行いました。【警察本部】

コ 医療保険の円滑な利用の確保

加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付が受けられる旨を研修会等を通じて周知しました。【国民健康保険課】

(2) 精神的・経済的支援（第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条）

犯罪被害者等は、被害直後だけでなく、中長期にわたり心身の不調や不安を回復・軽減するための支援が必要な上、犯罪被害により生活が困難になるなど、経済的負担も大きいことから、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するための各種施策を行いました。

ア 支援センターへの情報提供制度の活用

事件発生後の早い段階において、日常生活の支援を必要としている犯罪被害者等に対し、認定 N P O 法人静岡犯罪被害者支援センターにおける支援内容を紹介、同センターへ情報提供したことで、公判への付添いや送迎等の支援につなげることができました。【警察本部】

イ 被害者支援カウンセラーによるカウンセリングを実施

カウンセリングを希望する犯罪被害者等 27 人に対して、公認心理師等の資格を有する警察官によるカウンセリングを 67 回実施しました。前年度と比べて、カウンセリングを行った人数、回数は増加しました。【警察本部】

ウ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣

○ 政令市を除く県内全ての公立小・中学校及び義務教育学校（463 校）に 144 人のスクールカウンセラーを配置しました。

また、スクールソーシャルワーカーについては、政令市を除く全市町に 54 人配置しました。【教育委員会（義務教育課）】

○ 拠点校に 12 人のスクールカウンセラーを配置し、各校に派遣しました。相談人数については延べ 1,457 人で、困難に直面する児童生徒の心の状態や状況を把握する上で役立っています。【教育委員会（特別支援教育課）】

エ 関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援

県内 6 か所の支援拠点機関により、1,011 件の相談対応を実施したほか、適切な相談機関や支援につなげるため、各地区健康福祉センター等と協働し、基礎研修の開催や管内の支援者同士の連携促進のためのネットワーク会議を開催しました。【障害福祉課】

オ 学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の周知徹底

- スクールソーシャルワーカーの資質向上を目的としたスキルアップ研修会において、虐待が疑われる事例等について検討しました。【教育委員会（義務教育課）】
- 公立高等学校生徒指導主事研修会において、文部科学省の通知「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引きの改訂について」の周知を図り、対応について再確認しました。【教育委員会（高校教育課）】

(3) 関係機関相互の連携（第3条第4項、第7条第2項、第18条）

犯罪被害者等の年齢や性別、被害実態等、個々の事情によって必要とする支援が異なり、その支援内容は多岐にわたることから、関係機関・団体等がそれぞれの役割を適切に果たしていくとともに、各々が連携して途切れのない支援をするための各種施策を行いました。

ア 県及び各署における犯罪被害者支援連絡協議会の継続開催

静岡県犯罪被害者支援連絡協議会幹事会を開催し、交通事故被害者遺族による講話、各機関・団体の活動紹介等を実施しました。

県下全ての警察署において警察署犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、シミュレーション訓練を通じ、関係機関における役割について討議するなど連携の強化を図りました。

【警察本部】



静岡県犯罪被害者支援連絡協議会

イ 静岡県性暴力被害者支援センターSORAと関係機関との連携強化

関係機関との連携強化及び性暴力被害者支援体制の構築を図るため、警察庁と共催で「子どもの性暴力被害支援研修会」を開催しました。

また、しずおか妊娠SOSサポート窓口を開設している県健康福祉部職員と静岡県性暴力被害者支援センターSORA相談員との勉強会を開催し、困難事例等の対応を検討しました。【くらし交通安全課】

ウ 児童虐待・DV防止のための関係機関のネットワーク強化

県全体で子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会を開催し、関係機関との情報共有を図りました。【こども家庭課】

エ 死傷者多数事件事故発生時における活動要領マニュアルの作成・整備

死傷者多数事件事故発生時における被害者支援業務に従事する特別支援要員(207人)を指定するとともに、初動対応要領についてまとめたマニュアルの内容更新及び新たに被害者支援担当となった職員を対象とした研修会を開催しました。【警察本部】

(4) 理解の増進（第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条）

犯罪被害者等の実態やニーズ、支援に関する取組について、県民の理解の増進に結びつけるための各種施策を行いました。

ア 犯罪被害者週間における集中的な広報、街頭活動の実施

- 認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、市町、管轄警察署と連携し、県内3か所の商業施設において、パネル展示広報及び広報啓発品の配布を行い、犯罪被害者に関する県民の理解を深める活動を行いました。【警察本部、くらし交通安全課】



商業施設における広報活動

- 県立中央図書館において、犯罪被害者支援に関するパネル及びポスターの展示、犯罪被害者支援関係蔵書の紹介、犯罪被害者支援相談窓口に関するパンフレットの紹介等を行いました。【警察本部、くらし交通安全課】



静岡県立中央図書館における展示広報

イ 「犯罪被害者等支援講演会 in しずおか」の継続開催

認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、静岡市との共催による「犯罪被害者等支援講演会 in しずおか 2023」を開催し、会場での講演のほか、録画した講演会の映像を後日、希望者に期間限定でWeb配信しました。

【警察本部、くらし交通安全課】



静岡県犯罪被害者等支援講演会
in しずおか 2023

ウ 犯罪被害者支援貢献者・団体への表彰による士気高揚

多年にわたり犯罪被害者支援等に貢献のあった認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター副理事長及び命の大切さを学ぶ教室の講師に対し、感謝状を授与しました。【警察本部】



犯罪被害支援貢献者に対する表彰

エ 広報啓発活動による児童虐待防止への理解増進

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間」を中心に、県内施設（富士山世界遺産センター、三島スカイウォーク、大型展望水門びゅうお、大観覧車「Fuji Sky View」等）のオレンジライトアップや啓発品の配布、講演会を開催しました。【こども家庭課】

オ 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

被害者遺族や警察職員による講話による「命の大切さを学ぶ教室」を中学校6校、高等学校4校（東部方面4校、中部方面2校、西部方面4校）で開催しました。【警察本部、教育委員会（義務教育課、高校教育課）】



命の大切さを学ぶ教室

カ 大学での被害者支援講義の実施と大学生ボランティアの参加促進

教員、公認心理師等を養成する県内の大学、大学院において、犯罪被害者支援室管理官や部内カウンセラー（公認心理師）による犯罪被害者支援に関する講義を4回実施し、社会全体で犯罪被害者を支える気運の醸成を図りました。【警察本部】



大学における講義

キ DV被害者等、児童虐待に対応する相談員への研修の実施

各健康福祉センター、市町の女性相談担当者等を対象とした研修会を3回開催したほか、女性保護・DV相談担当者研修会を開催しました。【女性相談支援センター】

ク 犯罪被害者等に初期に接する者への研修の実施

学校関係者、行政機関専門職職員、県警関係者等を対象として「こころの緊急支援研修会」として、オンラインで研修会を開催しました。【精神保健福祉センター】

ケ 児童虐待に対応する市町職員への研修の充実

必要となる知識や技術の習得、要保護児童対策地域協議会の開催、運営等を支援するため、市町児童相談担当職員研修を開催しました。【児童相談所】

コ 高齢者虐待防止、権利擁護対応に関わる職員の対応能力向上

高齢者虐待対応を行う市町職員及び地域包括支援センター職員に対して、高齢者虐待等に係る研修会を開催しました。【福祉長寿政策課】

5 取組（施策）に対する検証結果

令和5年度は、第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画の3年目であり、各機関それぞれ推進計画に沿った取組（施策）を継続して実施しました。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、マスクの着用が個人の判断に委ねられるなど、いわゆる「コロナ禍」以前に近い形で街頭広報活動や講演会が開催できるようになったほか、コロナ禍を通じて活用されるようになったオンライン形式での研修会等を併用しながら、関係機関相互の連携を図り、犯罪被害者等の支援に関する県民の理解の増進を図ることができました。

また、県内各市町の犯罪被害者等支援に特化した条例は、令和5年4月又は10月に5市3町で施行されるとともに、令和5年度末までに、新たに1市6町で制定され、犯罪被害者支援に向けた社会的な基盤は整備されつつあります。

令和6年度も、関係機関の緊密な連携の下、各種施策を強力に推進し、犯罪の被害に遭われた方が必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられる、途切れない支援の実現を目指していきます。

「静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（令和５年度）」に対する有識者意見への回答

	有識者意見	県機関からの回答
1	検証結果の記述に関しては、「支援を受けた被害者等の観点(利用者評価)」も盛り込めると良いです。定量的な数字が困難であれば、取組の効果や意義を具体的に示すことができる声(エピソード)でも構いません。〔全般〕	今後の検証結果の記述にあたっては、取組の効果や支援を受けた被害者等の声など、可能な限り「支援を受けた被害者等の観点」を盛り込んだ記載に配慮してまいります。(警察本部)
2	犯罪被害者の気持ちを思うと、心が晴れるときに訪れるのは何時だろうかと思います。そういう意味では、日本の法律は加害者よりも、被害者に厳しいと感じられます。加害者は真摯に反省しているのか？疑問を感じるときがあります。 犯罪被害者の精神的な苦痛や経済的な悩みの相談窓口は、距離的、精神的なことを考えると、住まい近くの行政の窓口や各地域にある警察署だと思います。各警察署の指定被害者支援要員の活躍に期待します。〔第9条関係〕	引き続きご期待に応えられるよう、研修の実施等による個々の指定被害者支援要員のスキルアップを図り、犯罪被害者の精神的、経済的な負担軽減に向けた対応、ニーズの的確な把握等に努めてまいります。(警察本部)
3	「被害者の手引」を受理した被害者家族から、「手引のコピーを渡された」との話が寄せられました。被害者やそのご家族、ご遺族には現物交付をすることが望ましいと考えます。在庫管理を徹底し、必要な方にしっかりと交付できるようにしていただきたい。〔第9条関係〕	令和6年度から、「被害者の手引」について各警察署の在庫数及び年間の配布見込みを検討のうえ、必要部数を配付することとしました。 今後も引き続き、必要な方に確実に現物交付できるよう留意してまいります。(警察本部)
4	静岡県性暴力被害者支援センターという名称についてです。令和5年7月に改正刑法が施行され、不同意性交等罪が新設されました。必ずしも暴力的な行為を伴わず、行為時点では同意してしまったように思えてしまう事案も含む包括的な言葉だと解釈しております。法改正以降、勇氣ある被害者の申し出により不同意性交を含む多様な性被害の形態が報道されるなど、その社会的認識は高まりつつあります。一方で『性暴力』という言葉は、いまだ物理的な暴力が明確に存在するケースを想起させやすく、このギャップが相談のハードルを上げている可能性があります。 すぐには難しいと思いますが、法改正を踏まえ、より相談しやすい環境を整えるため、例えば『性暴力・不同意性行為被害者支援センター』のように、より包括的な表現にすることを検討してはいかがでしょうか。 センターには「SORA」という愛称がついており、正式名称が多少長くなっても実用上の支障は少ないと考えられます。愛称を活用することで、名称の改定による混乱を抑えつつ、より多くの被害者が相談しやすい環境を整えることができるのではないのでしょうか。 また、名称が相談のしやすさにどのような影響を与えているかについて、相談者や支援団体に対	「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」は、各県に1箇所以上設置されており、本県では「静岡県性暴力被害者支援センターSORA」を運営しております。 全国のワンストップ支援センター52箇所中、46箇所の名称で「性暴力」や「性暴力被害者支援センター」を使用しており、「性暴力」が性犯罪を含む望まない性的な行為全体を指すことや、「性暴力」の相談先として「性暴力被害者支援センター」が設置されていることは、浸透してきていると考えております。 今後も静岡県性暴力被害者支援センターSORAとして、被害者に寄り添った対応をしてまいります。 アンケートにつきましては、静岡県性暴力被害者支援センターSORAの運営上、実施が可能な否か検討いたします。(くらし交通安全課) 「性犯罪被害110番」については、警察庁が設定した全国統一の名称であるため、名称変更は困難であります。同電話の愛称「ハートさん(#8103)」の県民への周知を図り、被害に遭われた方が相談しやすい意識の醸成に向け、引き続き啓発してまいります。(警察本部)

	象にしたアンケートを実施し、その結果を踏まえて見直すことも有益ではないかと思います。これは「性犯罪被害 110 番」についても同様です。自分が受けた被害を「性暴力」や「性犯罪」とまでは言えないのではないか、とためらう方々が少なくなことを考えると、より包括的な名称が求められるかもしれません。 いずれにしても、改正刑法の趣旨を踏まえて相談のハードルをより下げようとする取り組みを望みます。〔第9条関係〕	
5	昨今、「SORA」に相談された被害者の方が、警察に届け出をしたことを理由に、静岡県犯罪被害者支援センターを紹介されるケースが数件ありました。 相談者の方々は、性暴力・性被害の専門のワンストップセンター相談窓口として相談されていると思われますが、警察への届け出によって対応が変わってしまうことは、ワンストップセンターとしての役割を担っていないとも考えます。 今後も対応方針が変わらないのであれば、ホームページやパンフレットにその旨を記載した方が相談者のためにも良いと思います。〔第9条関係〕	性暴力被害者支援センターSORA は、電話相談・面接や支援を調整する相談センターを中心に、県、協力病院、県弁護士会、警察本部、静岡犯罪被害者支援センター等関係機関が連携し、支援する「相談センター連携型」の形態をとっております。 静岡犯罪被害者支援センターも、SORA 関係機関の1機関であり、相談センターでは担えない支援につきましては、SORA関係機関と連携して支援してまいります。（くらし交通安全課）
6	平成 27 年に「静岡県犯罪被害者等支援条例」が施行され、各市町にも条例制定の必要性を意見として述べさせていただき、令和5年度中に5市3町で「犯罪被害者等支援条例」が施行されたことは大変喜ばしい事です。この条例が、理念条例にならないことを願っています。〔第9条関係〕	各市町の担当部局に対して、警察本部や警察署から積極的に情報提供を行い、条例に基づく支援制度の一層の拡充について、引き続き働きかけてまいります。（警察本部）
7	令和元年度第7回インターネットモニターアンケートの結果からも明らかのように、犯罪被害者支援の施策として、弁護士費用等の経済的援助制度の充実が求められています。他の自治体の例では、法律相談費用の助成、被害者参加制度における弁護士費用の助成等様々な取り組みがあります。静岡県においても、制度の研究に止まることなく、研究結果を踏まえた具体的協議を加速させ、1日も早く制度創設を実現していただきたいと思います。〔第 12 条関係〕	性暴力被害者の経済的負担を軽減するため、医療費（緊急避妊や性感染症検査等）やカウンセリング費用の助成を行っています。（くらし交通安全課） 令和6年4月に「総合法律支援法」が改正され、令和8年までに犯罪被害者等支援弁護士制度が本運用されることが決定したことから、制度開始に向けた動向を注視するとともに、犯罪被害者等への経済的支援の拡充に向け、関係部局への働きかけや必要な協力を行ってまいります。（警察本部）
8	労働雇用政策課の取り組みとしては、「特化した扱いはなかった」とされていますが、ニーズの掘り起こしや、そもそも被害者等の状況に配慮した（通常と異なる）きめ細やかな支援内容が被害者等にしっかり伝わっているのか、など検証していただきたい。被害者の就労支援に関する具体的な情報提供は、被害者の生活再建を促進し、安心して生活できる環境を整備するために不可欠です。〔第 16 条関係〕	実例が把握できていないため、検証は困難ですが、県の総合就職支援機関での支援内容については、リーフレットを作成し、市町や就労支援機関への配架や、関係機関による会議・就職イベントにて配付するなどして周知を図っているところです。臨床心理士による相談が受けられることを含め、利用者の状況に寄り添った支援を実施していることが被害者等にきちんと伝わるよう、引き続き周知していきます。 障がいを持った人に対する就業情報の提供や

		労使問題に係る相談につきましても、同様に周知していきます。(労働雇用政策課)
9	街頭広報活動以外にもホームページやツイッター等インターネットを活用した広報を実施される等、各種広報媒体を活用されておりますが、目に触れる機会が少ないと感じています。 費用の問題もあるかと思いますが、県内の施設や国道・県道等の主要幹線道路に設置されているデジタルサイネージを活用したり、CM動画を放映するなど、多くの方が自然と広報に触れる機会を増やしていただきたい。〔第19条関係〕	県警察では、国の「犯罪被害者週間」に併せ、11月1日から12月1日までの間、犯罪被害者等支援制度の周知と支援活動への県民の理解を深める広報啓発を集中的に推進しております。これまで警察施設や民間施設等に設置されているデジタルサイネージ等を活用した広報は実施しておりますが、ご意見を参考とさせていただき、より県民の目に触れる効果的な広報啓発手法について検討してまいります。(警察本部)
10	犯罪被害者支援の地域住民へのPRには、テレビやラジオのCM(予算の関係で5～10秒程度)が有効かと思います。〔第19条関係〕	ご意見を参考とさせていただき、より県民の目に触れる効果的な広報啓発手法について検討してまいります。(警察本部)
11	広報活動の効果を評価する仕組みが不足しています。例えば、広報活動の実施前後にアンケート調査を実施することで、広報活動の効果を測定することができます。〔第19条関係〕	ご意見を参考とさせていただき、広報啓発活動の効果測定手法について検討してまいります。(警察本部)
12	「命の大切さを学ぶ教室」の開催に多くの学校が積極的に取り組んでくれており、子どもたちに、人を思いやる気持ち、事故・事件の撲滅などを考えてもらえる場として、これからも継続して、より多くの学校が取り組んでもらえることを願います。 ただ、東部・西部に比べ、中部が少ないのが気になります。市町などが積極的に取り組んでもらえるようになると良いと思います。 交通事故に偏ってしまっていますが、未だ「あおり運転」や「ながら運転」、「飲酒運転」などが後を絶たず、その結果、悲惨な事故が起こっています。「命の大切さを学ぶ教室」のようなものを、中高生だけでなく、現に運転に関わる、一般の運転者や運送業、タクシーなど自動車に関する業種に関わる人たちにも開催できると良いと思います。〔第20条関係〕	「命の大切さを学ぶ教室」の開催については、教育委員会と連携し、県下全域で実施できるよう調整を図っているところです。今後も開催校に偏りを生じさせないように努めてまいります。 免許更新等で運転者が来訪する警察署窓口等において、交通死亡事故被害者遺族の手記等の展示、配付等を行い、命の大切さについての理解を深める機会を幅広く提供してまいります。(警察本部) 県警察本部と連携し、県下全域で、偏りなく「命の大切さを学ぶ教室」が実施できるよう、今後も努めてまいります。 また、生徒指導地区研究協議会で「命の大切さを学ぶ教室」を周知し、開催をはたらき掛けてまいります。(教育委員会)

第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画実施状況及び検証結果(令和5年度)

重点課題Ⅰ:犯罪被害者等に対する各種情報の提供

相談及び情報の提供等(第9条)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	指定被害者支援要員による被害直後からの相談対応	警察本部	対象となる事件事故が発生した場合は、各警察署の指定被害者支援要員が犯罪被害者等に対し、被害者の手引きを交付するとともに必要な支援の聴取を行い、関係機関に引き継ぐなど、被害直後の不安解消に向けた相談対応を行った。	指定犯罪被害者支援要員による適切な相談対応により、部内カウンセラーによるカウンセリングや市町の関係部署への引継ぎがスムーズに行われ、犯罪被害者等の精神的負担を軽減することができた。
②	「被害者の手引」の充実と対象者への確実な交付	警察本部	掲載内容について、適宜必要な見直しを図るとともに、対象となる犯罪被害者等に対し、被害者の手引きを交付し、各種制度等について教示した。	関係部署との連携により、対象となる事件事故の発生が把握でき、対象者に確実に交付することができた。
③	警察における各種相談窓口の適切な運営	警察本部	「性犯罪被害110番」では、24時間相談を受け付け、令和5年中、250件の相談を受理した。また、相談窓口担当者の資質向上のため、各署への巡回教養を開催した。	個別教養やオンライン形式の研修等により、担当職員の知識向上、スキルアップに努めた。
④	静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおける相談対応	くらし交通安全課	性暴力被害者の心身の健康の回復を図るため、関係機関が連携し、24時間365日支援をワンストップで行っている。 令和5年度はコーディネーターを配置し、支援体制を強化した。 (相談件数1,751件、同行支援44件) 県内全ての、高校、専修学校、短大、大学の新入学生に対し啓発用カードを配布(50,000枚) ・市町「総合的対応窓口」担当課、犯罪被害者支援機関・団体、県内高校、専修学校、短大、大学医療機関等へ啓発用リーフレットを配布	静岡県性暴力被害者支援センターSORAは、核となる相談センターにおいて、24時間365日相談を受け付けており、いつでも、どのような相談にも対応できる体制をとっている。 今後も相談しやすい環境を整え、性暴力被害者の健康回復と被害の潜在化防止を図っていく。
⑤	市町担当窓口へ条例制定状況等の情報提供	警察本部	警察署犯罪被害者支援連絡協議会など各種機会を通じて、条例未制定の市町に対し、制定の必要性や他市町の取組等の必要な情報提供を実施した。	警察署犯罪被害者支援連絡協議会等各種機会を通じ、必要な情報提供がなされた結果、市町における条例制定の動きが活性化された。 令和5年度中に5市3町で条例が施行された。
		くらし交通安全課	市町、警察、関係機関との連携強化を目的に実施している犯罪被害者等支援担当者研修会において、条例制定市町の取組を紹介するなど情報提供を行った。 警察庁が発行する犯罪被害者等施策情報誌に、同研修会開催結果を掲載し情報提供を行った。	令和5年度中に5市3町で新たな犯罪被害者等支援条例が施行された。
⑥	市町における施策担当及び総合的対応窓口の充実・強化	くらし交通安全課	県・市町犯罪被害者等支援担当者と管轄警察署担当者、支援関係機関・団体との合同研修会を開催した。 ・開催日:4/26、5/22、6/5 ・開催場所:浜松総合庁舎、東部総合庁舎、県庁 ・参加人数:計134人	県、市町窓口担当職員等が、犯罪被害者等支援の推進、二次被害防止に関する共通認識を持つとともに、行政と警察、関係機関等が連携した途切れない支援の体制構築につながった。 今後も継続して各種研修会を開催する。
⑦	「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用	くらし交通安全課	静岡県犯罪被害者等支援ハンドブックの内容を更新し、静岡県ホームページで公開した。 関係機関・団体等に対し、活用を促すとともに、研修会において同ハンドブックを活用し、犯罪被害者支援担当者の対応スキル向上を行った。	各機関の相談対応者が、その所掌業務範囲外の支援制度や窓口について把握し、被害者がどの相談窓口に相談しても必要な支援にたどりつける体制の構築につながっている。
⑧	スクールカウンセラーの派遣等学校内における相談体制の充実・強化	教育委員会	(義務教育課) 政令指定都市を除く県内全小・中学校及び義務教育学校(463校)にスクールカウンセラーを配置した(相談件数:児童生徒34,839件、保護者24,754件、教職員36,933件)。 (高校教育課) 県立高等学校34校にスクールカウンセラーを配置した(3,892時間)。 (特別支援教育課) 拠点校に12人のスクールカウンセラーを配置し、各校に派遣した(相談人数延べ1,457人)。	(義務教育課) 例年と同様に全校へのスクールカウンセラーの配置を実施することができた。今後も継続して相談体制の充実を図る。 (高校教育課) 令和4年度と比較して、拠点校を2校増加して対応した。各学校におけるニーズは高いことから、今後も継続して相談体制の充実を図る。 (特別支援教育課) 令和5年度も少数ながらも児童生徒の相談内容として「暴力行為」「児童虐待」「非行・不良行為」「ヤングケアラー」が上がっている。困難に直面する児童生徒の心の状態や状況を把握する上で役立っているとうかがえる。
⑨	被害児童及び保護者等に対する相談機関の紹介	教育委員会	(義務教育課) 政令指定都市を除く県内全公立小・中学生に「いじめ・暴力対策メール」「24時間子供SOSダイヤル」の相談窓口を掲載した文書を配布し児童生徒に周知した。また、「いじめ・暴力対策メール」「24時間子供SOSダイヤル」の報告を受け付けた。 (義務教育課対応:「いじめ・暴力対策メール」10件、「24時間子供SOSダイヤル」75件) (高校教育課) 性暴力被害者支援センターSORAの啓発用カードを高校1年生に配布するとともに、啓発用リーフレットを保健室等に置いて周知した。 (特別支援教育課) 各学校において必要に応じて相談機関を紹介するとともに、校内にポスター等を掲示した。	(義務教育課) 「いじめ・暴力対策メール」「24時間子供SOSダイヤル」の報告を受け、各教育事務所、各市町教育委員会等に対応を依頼した。 (義務教育課対応:「いじめ・暴力対策メール」10件、「24時間子供SOSダイヤル」75件) (高校教育課) 引き続き支援センターの周知を行う。 (特別支援教育課) 相談窓口を掲載した文書の配布等により相談機関を広く紹介するとともに、必要に応じて相談機関の紹介等を実施した。今後も継続して相談機関の紹介に努める。

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
⑩	県総合教育センターにおける面接・電話による教育相談対応	教育委員会	・面接相談、電話相談等のリーフレットを作成し、関係機関に配布した。 ・必要に応じて相談員が教育相談顧問から指導・助言を受け、面接相談に生かした。(面接相談:118家族、延べ人数1,340人) ・内容に応じて電話相談から面接相談、または専門機関を案内した。 ・電話相談では、関係機関と連絡を取り集団守秘義務のもと、情報共有を行った。(情報共有167件、教育相談電話受件数 1,520件)	・引き続き研修や生徒指導担当者会議等で教育相談事業案内や現状等を伝える。 ・教育相談顧問からの指導・助言を相談員で共有することで、共通理解と被害者等に対するカウンセリングスキルの資質向上を目指す。 ・面接相談や電話相談の状況に応じて、学校等の関係機関との連携を継続して行う。
⑪	あざれあ女性相談における相談対応	男女共同参画課	女性相談件数 4,413件(電話4,053件、面接360件)	犯罪被害者を含む多くの方から相談を受けた。今後も、チラシ配架等相談窓口の周知を継続し、関係機関と連携した相談対応を実施していく。
⑫	DV防止パンフレット等による相談場所等の情報提供	男女共同参画課	・高等学校、大学の7校において、デートDV防止出前セミナーを開催し、受講者1,394人にデートDV防止パンフレットを配布した。 ・県庁、男女共同参画センターあざれあ等においてDV防止啓発展示を行い、パンフレットの配架等により相談窓口の情報提供を行った。	セミナーの実施やパンフレットを配布してDVに関する正しい知識や相談機関等の情報を提供した。今後も取組を継続する。
⑬	要保護児童対策地域協議会の活動支援による相談体制の充実等	児童相談所	各市町要保護児童対策地域協議会の会議に出席し、地域の関係機関との間で要保護児童に関する情報共有を行うとともに、検討されるケース対応などに対して助言指導を行い、児童虐待の予防、早期発見につなげた。	虐待をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援を目的に、関係機関が連携して対応するために、要保護児童対策地域協議会に引き続き参加し、関係機関とケースの情報共有、支援の在り方の検討を実施する。
⑭	障害者虐待防止支援センターにおける相談対応	障害者政策課	障害者虐待防止支援センターにおいて関係機関と連携して、虐待等の被害を受けた障害のある人やその関係者からの相談に対応した(通報・相談件数4件)。	関係機関と連携した相談対応ができた。今後も障害者虐待防止センターでの相談対応を続けていく。

損害の回復を図るための情報の提供等(第10条)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	法テラス、県弁護士会等犯罪被害相談窓口の紹介	警察本部 くらし交通安全課	被害者の手引きの交付により、相談窓口について情報提供するとともに、犯罪被害者等が法的支援を希望した場合は、個別に法テラスや県弁護士会等のパンフレットを交付した。 必要な被害者に対して、被害の回復を図るための情報提供を行えるよう、民間支援団体が行う、支援等業務内容を「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」に掲載し、県・市町犯罪被害者等支援総合的対応窓口や関係機関・団体へ配布し備え付けている。	被害者の手引きの交付による相談窓口の紹介を継続するとともに、必要に応じて損害賠償命令制度等の必要な情報提供を積極的に行っていくことで、制度の周知を図る。 被害者のニーズに応じた支援を実施するため、今後も民間支援団体が行う支援に関する情報提供等に努めていく。
②	支援センターへの情報提供制度の活用	警察本部	被害者の手引きの交付により、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターにおける支援について紹介するとともに、同センターへの情報提供を希望した犯罪被害者等の情報32件を同センターに提供した。	事件発生後の早い段階において同センターに情報提供したことで、犯罪被害者等が必要とする法的アドバイスを適時適切に受けることができ、犯罪被害者等の損害回復が図られた。
③	捜査状況、検挙状況、被疑者の処分等に係る情報提供	警察本部	対象となる犯罪被害者等に対して、捜査に支障のない範囲で捜査の状況等に関する情報を提供した。	業務指導等において被害者連絡経過票の作成状況等確認し、確実な被害者連絡の実施に努めている。今後も必要な連絡を確実に行うよう指導教養を継続する。

経済的な助成に関する情報の提供等(第11条)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	各種団体が行う奨学金制度に係る情報提供	警察本部	対象となる犯罪被害者等に対し、パンフレットを交付し、制度の説明を実施した。また、各警察署に資料を配付し、職員に対する周知を図った。	関係部署との連携により、対象となる犯罪被害者等を確実に把握できたことから、漏れなく制度を教示することができた。今後も、確実な制度の教示と適正な運用に努めていく。
②	交通事件事故被害者に対する支援制度の情報提供	警察本部	対象となる交通事件事故被害者に対し、支援制度について記載された被害者の手引を交付し、情報提供を行った。	関係部署との連携により、対象となる犯罪被害者等を確実に把握できたことから、漏れなく制度を教示することができた。今後も、確実な制度の教示と適正な運用に努めていく。
③	警察で所管する各種公費負担制度の教示	警察本部	医療費等の経済的負担の軽減について、被害者の手引きの交付し、情報提供するとともに、対象となる犯罪被害者等に対し、各警察署の担当者から公費負担制度の手続について教示した。	関係部署との連携により、対象となる犯罪被害者等を確実に把握できたことから、漏れなく制度を教示することができた。今後も、確実な制度の教示と適正な運用に努めていく。
④	犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化	警察本部	対象となる犯罪被害者等に対し、犯罪被害給付制度を教示し、11件の申請を受理し、前年度受理分を含め17件の裁定を行った。	関係部署との連携により、対象事件の把握に努めることで、制度の教示漏れ防止が図られた。今後も、確実な制度の教示と適正な運用に努めていく。

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
⑤	税法上の救済制度に係る情報提供	警察本部	医療費控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除等の税法上の救済制度について記載された被害者の手引を交付し、情報提供を行った。	被害者の手引きの交付により、各種税法上の救済制度について情報提供が図られた。今後も、同様の取組を継続するとともに、必要に応じて市町の犯罪被害者等総合対応窓口を引き継ぐなどし、犯罪被害者等の経済的負担軽減を図っていく。
⑥	暴力団犯罪被害者支援制度に係る情報提供	警察本部	支給対象となる暴力団犯罪被害者に該当する犯罪の発生はなかった。	支給対象に該当する被害者がいなかったが、今後も公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターと連携し、該当する被害者には制度の周知・活性化を図る。
⑦	医療保険の円滑な利用の確保	国民健康保険課	加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付が受けられる旨を、研修会等を通じて周知した。	この取扱は、市町担当者に共有されており、医療保険の円滑な利用の確保が図られている。今後も取組を継続する。
⑧	ひとり親家庭への医療費の助成制度に係る情報提供	こども家庭課	令和5年度の補助実績は186,398千円で、受診件数は144,088件であった。	受診件数は前年度を下回ったものの、補助額は前年度を上回っているため、十分な制度の運用ができたものと判断する。今後も、ひとり親家庭への支援施策として、児童の健やかな成長や医療費の経済的負担の軽減に寄与していく。
⑨	被害者国選弁護士制度や民事法律扶助制度に係る情報提供	警察本部	各種相談を通じ、法的支援や損害賠償請求等を希望する犯罪被害者等に対しては、法テラスや県弁護士会の相談窓口を紹介した。また、県内各警察署に法テラス及び県弁護士会のパンフレットを配布し、必要に応じて相談者等に交付した。	各警察署の相談窓口で法テラス等のパンフレットを用意するなど、法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、適切に情報を提供することができた。今後も取組を継続する。
		くらし交通安全課	必要な被害者に対して、被害の回復を図るための情報提供を行えるよう、被害者国選弁護士制度や民事法律扶助制度等の内容を「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」に掲載し、県・市町犯罪被害者等支援総合的対応窓口等関係機関・団体へ配布し備え付けている。	被害者のニーズに応じた支援を実施するため、今後も民間支援団体が行う支援に関する情報提供等に努めていく。

重点課題Ⅱ：精神的・経済的支援

日常生活の支援(第12条)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	支援センターへの情報提供制度の活用	警察本部	被害者の手引きの交付により、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターにおける支援について紹介するとともに、同センターへの情報提供を希望した犯罪被害者等の情報32件を同センターに提供した。	事件発生後の早い段階において同センターに情報提供したことで、犯罪被害者等が必要とする公判への付添いや送迎等の支援につなげることができ、犯罪被害者等の負担軽減が図られた。
②	市町の総合的対応窓口との連携	警察本部	警察署犯罪被害者支援連絡協議会の開催等を通じ、警察署と市町の担当者間の関係強化を図った。また、犯罪被害により生活困窮となった犯罪被害者等を居住する市町の総合的相談窓口につなげるなど、市町と連携し犯罪被害者等が日常生活を取り戻すための支援を実施した。	犯罪被害者等が日常生活を取り戻すためには、市町における生活支援が必須であることから、各種機会を通じ、必要な情報提供に努めるとともに、犯罪被害者等の希望・要望に応じ、市町と情報共有を図り、連携した支援を実施する。
		くらし交通安全課	犯罪被害者等支援担当者研修会の開催 県・市町犯罪被害者等支援担当者と管轄警察署担当者、支援関係機関・団体との合同研修会を開催した。 ・開催日：4/26、5/22、6/5 ・開催場所：浜松総合庁舎、東部総合庁舎、県庁 ・参加人数：計134人	県、市町窓口担当職員等が、犯罪被害者等支援の推進、二次被害防止に関する共通認識を持つとともに、行政と警察、関係機関等が連携した途切れない支援の体制構築につながった。今後も継続して各種研修等を開催する。
③	経済的援助制度の研究	警察本部	他の都道府県における経済的援助制度に係る情報を収集するなど、研究を行った。	今後も、犯罪被害者等が日常生活を取り戻すために必要な制度の創設に向け、研究を継続する。
		くらし交通安全課	他の都道府県の状況を情報収集するなど、研究を行った。	国の動向を踏まえつつ、今後も、他の都道府県の状況などを研究する。
④	DV被害者の自立支援	こども家庭課	令和5年度の婦人保護施設への入所実績は9人、延べ日数は419日であった。	引き続き、女性自立支援施設(新法制定により婦人保護施設から改称)においてDV被害者の自立に向けた支援を行う。
		女性相談支援センター	①電話相談や一時保護中に様々な制度等の情報提供を行った。 ②一時保護中のケースについては、各種手続き、弁護士相談等同行支援を行った。 ③婦人保護施設を利用して就労、転宅支援を実施した。 ④各種証明書の発行をした(54件)。	①②③引き続き、DV被害者の生活安定、自立に向けた支援を行っていく。 ④各種証明書の発行件数は微増であった。今後も同種取組を継続する。

心理的外傷等からの回復(第13条)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	被害者支援カウンセラーによるカウンセリングの実施	警察本部	カウンセリングを希望する犯罪被害者等27人に対して、公認心理士等の資格を有する警察官によるカウンセリングを67回実施した。	前年度と比較して、人数・回数は増加しており、犯罪被害者等の希望に沿った形でカウンセリングを実施した。今後も、犯罪被害者等の態様に応じた適切なカウンセリングの実施に努めるとともに、各種研修への参加によりカウンセラーの能力向上を図っていく。
②	カウンセリング等費用に係る公費負担制度の運用	警察本部	対象となる犯罪被害者等15人に対し、86回分のカウンセリング等費用を公費負担した。	対象となる犯罪被害者等に対し、本制度を適切に運用することができた。今後も適切な運用を図っていく。
③	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	教育委員会	(義務教育課) 政令市を除く県内全公立小・中学校及び義務教育学校(463校)に144人のスクールカウンセラーを配置した。スクールソーシャルワーカーにおいては、政令市を除く全市町に54人配置した。 (高校教育課) スクールカウンセラーを県立高等学校34校に配置した。(3,892時間) スクールソーシャルワーカーを県立高等学校11校に配置した。(2,337時間) (特別支援教育課) 拠点校に12人のスクールカウンセラーを配置し、各校に派遣した(相談人数延べ1,457人)。	(義務教育課) 例年と同様にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置を実施することができた。今後も継続して相談体制の充実に努める。 (高校教育課) スクールカウンセラーは、拠点校を2校増やすとともに、スクールソーシャルワーカーは、配置校数は令和4年度と同数だが、相談対応実績時間は187時間増やして支援体制の充実に努めた。引き続き配置校や派遣回数の増加を図る。 (特別支援教育課) 令和5年度も少数ながらも児童生徒の相談内容として「暴力行為」「児童虐待」「非行・不良行為」「ヤングケアラー」が上がっている。困難に直面する児童生徒の心の状態や状況を把握する上で役立っているとうかがえる。
④	犯罪被害者等からの相談受理	精神保健福祉センター	「こころの健康相談」を窓口とし、8件の相談を受理。	受理件数は少ないが、今後も継続して「こころの健康相談」の窓口を県民に周知していく中で犯罪被害者等の相談についても幅広く受けていく必要があると考えている。
⑤	PTSDの対応に関する研修会の検討	精神保健福祉センター	「こころの緊急支援研修会」の中で取り入れている。(R5年度は12月15日に実施した。)	例年、当所主催で研修会を実施しているが、将来的には学校など直接支援の現場が主催で研修会を実施するような仕組みができるのが望ましいと考え、当所主催の「心の緊急支援活動連絡会」(R5年7/10実施)の中でも投げかけているところである。

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
⑥	関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援	障害福祉課	県内6か所の支援拠点機関により、1,011件の相談対応を実施した他、各健康福祉センターと協働して、基礎研修の開催や管内の支援者同士の連携促進のためのネットワーク会議を開催した。	適切な相談機関や支援につながるまでに時間がかかることが多く見られるため、一層の理解啓発活動に加え、関係機関の連携が求められる。
⑦	被虐待児童への心理的ケア等	児童相談所	心理治療等の支援を通じて、施設に入所している被虐待児童等の不安やストレスを軽減するとともに、施設職員の処遇技術の向上を図った。	施設に入所している被虐待児童等に対し、施設に出向き心理治療・カウンセリングを実施するとともに、施設職員への技術支援を引き続き実施する。

安全の確保(第14条)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	加害者からの再被害防止対策の徹底	警察本部	再被害防止対象事件の指定はなかった。	今後も対象事件が発生した場合は、関係部署と連携し、必要な措置を講じるなど、再被害防止対策の徹底を図る。
②	DV被害者の安全確保のための各種措置	警察本部	DV防止法に基づく、各種援助(犯罪被害即時対応システムの登録、行方不明不受理措置)や市町村と連携して避難措置を講じた。 DV被害者に対して、離婚、親権などの民事的問題解決のために弁護士連絡制度を活用して再被害防止に努めた。	DV防止法に基づく各種援助及び市町村との連携により、昨年同様に被害者に対して支援措置を講じることができた。 弁護士連絡制度については、弁護士と各署の担当係員との協議会を開催して制度の理解を深め、積極的に同制度を活用して再被害防止に努めていく。
③	DV被害者・被虐待児童の保護等社会的養護	児童相談所 女性相談支援センター	令和5年度に児童相談所(政令市を含む)が行った一時保護(一時保護所への入所)人数は、611人だった。そのうち、虐待を事由とする児童は、387人であった。 ・健康福祉センター、市町と協力し、必要なケースについて62件の一時保護を実施した(うちDV40件、同伴児44件)。	今後も児童の安全確保のため、必要と判断した場合は、一時保護を実施する。 ・一時保護件数は前年度より増加した。今後も関係機関と連携を取り、保護が必要な場合は一時保護を実施する。
④	DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底	女性相談支援センター	・1件の証明書を発行した。	・今後も必要な支援を継続する。
⑤	関係機関の連携によるDV被害者の安全確保	男女共同参画課	関係機関で連携して開催する研修会へ参加した。必要に応じて相談者に適切な機関を紹介した。また、他機関からあざれあ相談を紹介された相談者の対応をした。	研修会への参加により、関係機関の連携強化が図られた。相談者の状況に合わせ、引き続き適切な機関と連携を取りながら、より良い支援を行っていく。
⑥	一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有	女性相談支援センター	・一時保護聴き取り票、チェックシートを活用して情報共有を行った。	・一時保護聴き取り票、チェックシートの活用により情報共有が図られた。情報漏れを防ぎ、スムーズな情報共有を行うために内容精査を継続する。
⑦	保護命令の積極的運用と被害者の安全の確保	女性相談支援センター	・相談があった被害者に保護命令制度について情報提供を行った。	・相談があった被害者に保護命令制度について情報提供を行った。今後も対象者がいる場合には、申し立て支援を実施し、保護命令の発令に繋がるように支援を継続していく。
⑧	学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の周知徹底	教育委員会	(義務教育課) スクールソーシャルワーカーの資質向上を目的としたスキルアップ研修会において、虐待が疑われる事例等について、検討する機会を設定した。 文部科学省総合教育政策局長及び初等中等教育局長からの「令和5年度児童虐待防止推進月間の実施について」を管内市町教育委員会に通知した。 (高校教育課) 公立高等学校生徒指導主事研修会で、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引きの改訂について」の通知文書を再配布し、周知を図った。 (特別支援教育課) こども家庭庁の通知「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(周知依頼)」を各校に周知し、職員会議等で、発見や連絡のポイントの共有をはかった。	(義務教育課) 学校において虐待が疑われる状況を把握した場合、どのような対応をすればよいか、スクールソーシャルワーカーを通して学校現場に浸透している。 (高校教育課) 生徒指導主事研修会等で再確認することができた。 (特別支援教育課) 令和5年度の生徒指導連絡協議会では虐待について扱わなかった。令和6年度は生徒指導連絡協議会で虐待を話題にし、生徒指導主事に対応方針を周知し、各校において適切に対応されるよう努める。

居住の安定(第15条)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	ハウスクリーニング費用に係る公費負担制度の運用	警察本部	実績はなかった。	今後も、対象となる事件の把握に努めるとともに、適正な運用を行っていく。
②	一時避難場所確保に係る公費負担制度の運用	警察本部	実績はなかった。	今後も、対象となる事件の把握に努めるとともに、適正な運用を行っていく。
③	犯罪被害者等に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	3件実施した。	警察、市町福祉課と連携をとり、事業の継続を行う。
④	市町担当課へ犯罪被害者等の公営住宅入居に伴う各種制度の周知	公営住宅課	市町担当課への犯罪被害者等の公営住宅入居に伴う各種制度の周知	引き続き市町に対して、各種制度の周知を行っていく。

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
⑤	DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援	児童相談所	虐待を事由として一時保護(一時保護所への入所)を行った児童387人のうち、一時保護を解除し、家庭へ復帰した児童は235人であった。	一時保護の解除にあたっては、家庭へ復帰できるよう調整を行う。
		女性相談支援センター	・一時保護中の様子、支援の状況を市町に情報提供した。 ・退所前に被害者と面接し、今後必要となる手続き等を確認した。	・市町と情報共有するとともに、被害者と今後のことを確認するなどの自立支援を行った。今後も同種取組を継続していく。
⑥	DV被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	8件実施した。(うち2件退去済)	警察、市町福祉課と連携をとり、事業の継続を行う。
⑦	被虐待児童への一時保護等による社会的な擁護の実施	児童相談所	虐待を事由として一時保護(一時保護所への入所)を行った児童387人のうち、一時保護を解除し、里親への委託や施設への入所を行った児童は、38人であった。	一時保護の解除にあたっては、家庭へ復帰できるよう調整を行うが、家庭復帰が難しい場合、里親への委託や施設等への入所による居住の安定を確保する。
⑧	様々な地域・種類の一時保護委託先の確保	こども家庭課	DV被害者の一時保護委託先を11か所確保した。(賀茂地区1か所、東部4か所、中部2か所、西部4か所)	前年度と同数の一時保護委託先を確保することができた。今後も一時保護委託先の確保に努める。

雇用の安定(第16条)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施	労働雇用政策課	新規就労や転職希望者に対し、静岡労働局やハローワークと連携し、きめ細やかな就労支援を実施した。	犯罪被害者等に特化した取扱いはなかったが、今後も犯罪被害者等を含めた新規就労、転職希望者に対して、同様の取り組みを継続する。
②	犯罪被害による後遺障がい者に対する就業情報の提供	労働雇用政策課	障がいを負った人が就職を希望した場合、就業支援と生活支援を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」を紹介するなどの情報提供を実施した。	犯罪被害者等に特化した取扱いはなかったが、今後も犯罪被害者等を含めた障がいを負った人が就職を希望した場合に、同様の取り組みを継続する。
③	事業主との間の労働問題に係る相談対応	労働雇用政策課	各県民生活センター(中小企業労働相談所)において、労働問題について県民から相談に対応した。	犯罪被害者等に特化した取扱いはなかったが、今後も犯罪被害者等を含めた労使関係者に対して、同様の取り組みを継続する。

捜査の過程における配慮等(第17条)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	指定被害者支援要員の活用による二次的被害の防止	警察本部	725人の職員を指定被害者支援要員に指定し、事件事故に対応した。また、職員に対する教養の実施、マニュアル等の整備を行った。	前年度より多くの指定被害者支援要員を確保し、被害発生初期段階から犯罪被害者等に対応することにより、二次的被害の防止に努めた。今後も取組を継続する。
②	司法解剖後の遺体修復費用に係る公費負担制度の運用	警察本部	対象となる遺体71体の遺体修復を公費で実施した。	対象となる遺体に対し、適切に制度を運用することができた。今後も適切な運用を図っていく。
③	司法解剖後の遺体搬送費用に係る公費負担制度の運用	警察本部	対象となる遺体5体の遺体搬送費用を公費負担した。	今後も、対象となる事件の把握に努めるとともに、適正な運用を行っていく。
④	緊急避妊費用等に係る公費負担制度の運用	警察本部	対象となる性犯罪被害者11人に対し、緊急避妊費用、性感染症検査等を公費負担した。	対象となる性犯罪被害者に対し、適切に制度を運用することができた。今後も適切な運用を図っていく。

重点課題Ⅲ：関係機関相互の連携

関係機関の連携協力体制の構築(第3条第4項)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	県及び各署における犯罪被害者支援連絡協議会の継続開催	警察本部	・静岡県犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、交通事故被害者遺族による講話、各機関・団体の活動紹介等を実施した。 〔開催日〕令和5年6月21日 〔参加人数〕49人 ・県下全ての警察署において警察署犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、シミュレーション訓練等を通じて関係機関における役割について討議するなど連携の強化を図った。	交通事故被害者遺族による講話、各機関の活動紹介、想定事例に基づくシミュレーション訓練による討議等を通じて、犯罪被害者の心情の理解、関係機関の役割や今後の課題等の認識を共有し、連携協力体制の強化を図ることができた。今後も継続して開催する。
②	静岡県性暴力被害者支援センターSORAと関係機関との連携強化	くらし交通安全課	関係機関との連携の強化、性暴力被害者支援体制の構築を図るため、警察庁と共催で「子どもの性暴力被害支援者研修会」を開催した。 また、しずおか妊娠SOSサポート窓口を開設している健康福祉部職員と、同事業担当相談員との勉強会を実施し、困難事例等の対応を検討した。	関係機関と連携した途切れない支援を目指し、今後も取組を継続する。
③	県内市町との連携協力体制の充実	警察本部	県下全28警察署において、警察署犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、市町の犯罪被害者支援施策担当者との連携強化を図った。	警察署犯罪被害者支援連絡協議会の開催を通じて、市町担当者との連携体制を強化することができた。更なる連携強化のため、引き続き担当者間での連絡を密にしていける。
		くらし交通安全課	犯罪被害者等支援担当者研修会の開催 県・市町犯罪被害者等支援担当者と管轄警察署担当者、支援関係機関・団体との合同研修会を開催した。 ・開催日：4/26、5/22、6/5 ・開催場所：浜松総合庁舎、東部総合庁舎、県庁 ・参加人数：計134人	県民に対して、支援センターの活動等について周知し、理解を得られるよう働きかけた。 今後も継続する。
④	各民間団体との連携協力体制の充実	警察本部	・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに情報提供した犯罪被害者等に関する支援について、随時必要な協議を行い、連携して支援を実施した。(32回) ・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター主催の研修会に講師として職員を派遣した。(2回)	・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと情報を共有し、連携した支援を実施したところ、犯罪被害者等の精神的負担を軽減することができた。今後も継続した支援を実施する。 ・職員派遣等の交流により、活動状況等の情報共有が図られた。今後も継続する。
		くらし交通安全課	支援センターの活動を、静岡県のホームページに掲載し、県民に対し支援センターの活動等について広報した。	県民に対して、支援センターの活動等について周知し、理解を得られるよう働きかけた。 今後も継続する。
⑤	児童虐待・DV防止のための関係機関のネットワーク強化	こども家庭課	県全体で子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会を開催し、関係機関との情報共有を行った。	DV防止と児童虐待防止についての市町への周知とより円滑な連携を促した。 県全体で子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会を開催したことで、関係機関との情報共有が図られた。今後もネットワークDV防止部会を開催する。
		児童相談所	地域の関係機関との情報共有、また関係強化を行うため、各市町要保護児童対策地域協議会の代表者会議、また各実務者会議や個別のケース検討会に出席した。	各市町要保護児童対策地域協議会の各会議に参加し、引き続き関係機関との情報共有や連携の強化を図る。
		女性相談支援センター	・関係機関連絡会議に出席した。 ・子どもと家庭を守るネットワーク(こども家庭課主催) ・要保護児童対策部会：1/11(書面開催) ・DV防止部会：3/13	・今後も同種取組を継続し、関係機関との連携を図る。

民間支援団体に対する県の支援(第7条第2項)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	早期援助団体への情報提供	警察本部	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに対し、同センターへの情報提供を希望した犯罪被害者等32人の情報を提供した。	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターによる付添い支援、カウンセリング、法律相談等により、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図ることができた。今後も犯罪被害者等の意向を確認し、積極的な情報提供に繋げる。
②	早期援助団体が行う直接的支援事業への助言及び協力	警察本部	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに情報提供した犯罪被害者等のうち、公判付添い等の支援について、警察職員による連絡調整などの協力を行った。	早期援助団体と警察が事前に調整を図ってから支援した結果、犯罪被害者等の負担を軽減することができた。今後も必要な協力を行う。

重点課題Ⅳ:理解の増進

県民の理解の増進(第19条)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	警察本部	県警ホームページ、公式SNS、警察施設内デジタルサイネージ等各種広報媒体を活用し、広報活動を実施した。	集客型の広報に加え、県警ホームページ等インターネットを活用した広報を実施することができた。今後も積極的な広報活動を実施する。
		くらし交通安全課	静岡県ホームページ・ツイッターにおいて、犯罪被害者等支援に係る制度や広報啓発活動を掲載した。 県庁東館ギャラリー及び本館掲示板において、パネル展示を実施した。 また、静岡県立中央図書館においてパネル展示を実施した。	各種イベント、ホームページ、SNS等を活用した広報啓発活動を実施することが出来た。今後も取組を継続する。
②	犯罪被害者週間における集中的な広報、街頭広報活動の実施	警察本部	・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携協力して、各方面において、商業施設でのパネル展示広報及び啓発品の配付を実施した。 11月8日 マックスバリュ浜岡店 11月21日 ピアゴ森店 11月29日 マックスバリュ三島広小路店 ・県立中央図書館において、犯罪被害者支援に関するパネル及びポスターの展示、犯罪被害者支援関係蔵書のリスト紹介、犯罪被害者支援相談窓口のパンフレットの配架等の展示を実施した。(展示期間11月7日～12月3日)	・県内商業施設の協力の下、施設内のイベントスペースにおいて広報啓発活動を実施し、犯罪被害者等支援について広報啓発を行い、県民の理解を深めた。 ・前年度に引き続き、県立中央図書館における来館者を対象とした企画展示広報を実施し、犯罪被害者等支援について県民の理解を深めた。
		くらし交通安全課	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、警察、市町と連携・協働して街頭広報活動を実施した。 ・11/8 マックスバリュ浜岡店 ・11/21 ピアゴ森店 ・11/29 マックスバリュ三島広小路店 県立中央図書館において、犯罪被害者支援に関するパネル及びポスターの展示、犯罪被害者支援関係蔵書のリスト紹介、犯罪被害者支援相談窓口のパンフレットの配架等の展示を実施した。(展示期間11月7日～12月3日) 関係機関との連携の強化、性暴力被害者支援体制の構築を図るため、警察庁と共催で「子どもの性暴力被害者支援者研修会」を開催した。	犯罪被害者週間にあわせて県内の商業施設(東部、中部、西部)内イベントスペースにおいて、街頭広報活動を行った。 支援者研修会により性暴力被害者への理解が促進し、被害支援者の育成につながった。
③	「犯罪被害者等支援講演会inしずおか」の継続開催	警察本部	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、静岡市との共催による「犯罪被害者等支援後援会inしずおか2023」を開催した。 〔開催日〕令和5年11月24日 〔場所〕札の辻クロスホール 〔参加人数〕合計80人	会場での対面での講演のほか、録画した講演会の映像を後日、期間限定でWeb配信した。今後も取組を継続する
		くらし交通安全課	静岡市、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターとの共催による「犯罪被害者等支援講演会inしずおか」を継続開催した。 ・開催日:11/24 ・開催場所:札の辻クロスホール ・参加者:合計80人	後日WEB配信も併用しながら、今後も取組を継続する。
④	犯罪被害者支援貢献者・団体への表彰による士気高揚	警察本部	長年にわたり犯罪被害者支援に貢献のあった認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター副理事長や命の大切さを学ぶ教室の講師等に対し、感謝状を贈呈した。	今後も、犯罪被害者支援に関し貢献のあった一般協力者や団体に対し、積極的な表彰を行い、士気の高揚を図る。
⑤	広報啓発活動による児童虐待防止への理解促進	こども家庭課	11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間」を中心に、県内施設のオレンジライトアップ(富士山世界遺産センター、三島スカイウォーク、大型展望水門びゅうお、大観覧車「Fuji Sky View」等)、啓発品の配布、講演会等を開催した。	県民の児童虐待防止への理解促進を図ることができた。今後も同種取組を継続する。

学校における教育(第20条)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	「命の大切さを学ぶ教室」の開催	警察本部	被害者遺族や警察職員による講話により、中高生を対象とした命の大切さを学ぶ教室を開催した。 ○校種別:中学校6校、高等学校4校 ○方面別:東部4校、中部2校、西部4校	犯罪被害者等に対する実情・心情の理解の深化、思いやり、支える機運の醸成のため、今後も継続して実施する。
		教育委員会	(義務教育課) 東伊豆町において実施し、命の大切さや交通事故の怖さについて考える機会となった。推薦された学校以外でも希望があれば開催可能であることを他の学校にも広報した。 (高校教育課) 高校生の交通安全意識の向上を図るため、命の大切さを伝える「命の大切さを学ぶ教室」を開催した。 講演2校(磐田南、浜松大平台)	(義務教育課) 学校等と連携し、より学校のニーズに合った取り組みを継続していく。 (高校教育課) 浜松大平台高校は、4年連続で開催している。引き続き講演会の通知を行う。
②	大学での被害者支援講義の実施と大学生ボランティアの参加促進	警察本部	・県内の大学、大学院において、犯罪被害者支援室管理官や部内カウンセラーによる犯罪被害者支援に関する講義を4回実施した。 ・大学生ボランティアとの共同の広報啓発活動は実施しなかったが、大学ボランティアサークルを通じて、大学生にホッピングへの参加を呼びかけた。	・法律、教員、公認心理士等を養成する課程で学ぶ大学生に講義を実施することで、犯罪被害者支援に関する意識の醸成が図られた。今後も継続して実施する。 ・今後も大学生ボランティアと連携した活動を実施する。
③	生命の尊重に関する道德教育と体験活動の推進	教育委員会	(義務教育課) 学校、家庭、地域と連携し、他人を思いやる心、生命を大切にすること等を育む道德教育の推進を図るため、道德教育研修会等を実施し、道德科の授業づくりや道德教育推進の校内体制づくり等についての理解を促した。 (高校教育課) 介護・保育実習の実施 令和5年度に実施及び代替実施:86校 次年度に延期:2校	(義務教育課) オンデマンドによる道德教育研修会の実施により、道德教育推進教師を中心に校内の道德教育推進方法について考える機会となり、道德教育の充実が図られた。道德の教科化に伴い、問題解決学習や体験的な学習を取り入れた質の高い指導法や評価等についての共通理解を図るため、今後も県内全小・中学校及び義務教育学校の道德教育推進教師を対象とした研修会を実施する。 (高校教育課) コロナ禍以前のような内容で介護・保育実習を実施した学校が増えた。今後も受入施設等と連携を図り、触れ合い体験等を継続する。
④	こころの教育の推進	教育委員会	各地区の実態に応じて、心の教育をテーマに問題事例の研究や効果的な指導方法を研修する「心を育む地域連携研修会」を実施した。 ・開催場所:県内10地区 ・参加人数:345人	令和5年度もすべての地区で実施することができた。今後も取組を継続する。
⑤	体験活動による豊かな人間性と社会性の育成	教育委員会	(義務教育課) 自然体験活動や社会体験活動を通じて、豊かな人間性を育む教育を推進するよう、県内全小・中学校及び義務教育学校に啓発した。 (社会教育課) 様々な体験活動の機会や異学年・異世代との交流の場を創設し、豊かな人間性や社会性を育むとともに地域コミュニティの創設・醸成を推進するため「体験寺子屋」事業を実施し、令和5年度は51件、延べ1000人以上が参加した。	(義務教育課) 県内全小・中学校及び義務教育学校に啓発したことで、豊かな人間性を育む教育の推進が図られた。今後も取組を継続する。 (社会教育課) 地域の宿泊・体験活動実施団体の支援を行うとともに、異学年集団を対象とした体験活動により、豊かな人間性や社会性を育む教育の推進が図られた。今後も取組を継続する。
⑥	自他の生命を尊重する心情や態度の育成	教育委員会	(特別支援教育課) 特別支援学校では、豊かな人間性を育む体験活動や道徳、人権教育等に取り組んでいる。また、「命と人権を守る学校」と掲げ、いじめや不登校などの課題に取り組んでいる。	(特別支援教育課) 特別支援学校では豊かな人間性を育む体験活動等や道徳、人権教育に取り組んでいる。今後も各校の実態に応じた取組を継続する。
⑦	交流及び共同学習による豊かな人間性と社会性の育成	教育委員会	(特別支援教育課) 全ての学校が所在地域での交流及び共同学習を計画した。副次的な籍の「交流籍」を活用した交流及び共同学習(居住地校交流)を令和元年度から全県で実施し、令和5年度は1,078人が実施した。	(特別支援教育課) 令和5年度は、1,078人の幼児児童生徒が、交流及び共同学習を実施して豊かな人間性と社会性の育成を図っている。今後も周知を図りながら関係課や市町等と連携し、取組を継続する。

犯罪被害者支援従事者に対する研修(第21条)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	指定被害者支援要員及び特別被害者支援要員に対する研修の実施	警察本部	対面又はオンライン形式による各種研修会や業務指導を通じて、指定被害者支援要員及び特別被害者支援要員に対して研修を実施した。	開催方法を検討したうえで、今後も指定被害者支援要員及び特別被害者支援要員に対する研修を実施する。
②	警察学校入校生に対する授業の実施	警察本部	警察学校入校生(初任科、巡査部長・警部補任用科、性犯罪捜査専科、刑事任用科、生活安全任用科)に対し、犯罪被害者支援及び代理受傷に関する授業を行った。	前年度に引き続き、警察学校入校生に対して犯罪被害者支援に関する授業を実施した。今後も取組を継続する。

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
③	女性地域警察官研修会における研修の実施	警察本部	女性地域警察官研修会は実施せず。(女性地域警察官に特化した研修会は令和3年度で終了)	女性警察官に対しては、警察学校入校生(初任科、任用科・専科)に対する授業や各種研修会等を通じて、犯罪被害者支援に関する教養・研修が実施できおり、今後も引き続き実施する。
④	性犯罪指定捜査員研修会における研修の実施	警察本部	令和5年度は、ウェブ会議方式にて指定捜査員に対し、「被害者心情に配慮した捜査」について教養するとともに、静岡県性暴力被害者支援センターSORAの取り組み状況や連携状況について指導教養を実施した。	令和5年度は、事件捜査に労力を割かれる中でも捜査員に対する研修会を年3回(前年度1回)開催することができた。しかしながら、400名を超える指定捜査員に十分な教養ができたとはいえず、今後、更に効果的な教養を実施する必要性があると考えている。
⑤	警察署相談係員対象の研修会の実施	警察本部	県下警察署相談係長を対象とした新任警察署相談係研修会を実施した。	オンライン形式で開催し、新任相談係員の犯罪被害者支援に関する知識の習熟を図った。今後も取組を継続する。
⑥	犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷研修の実施	警察本部	指定被害者支援要員及び警察学校入校生に対し、犯罪被害者支援業務従事者が受ける代理受傷について研修を実施した。	犯罪被害者支援に関する研修の際に、併せて代理受傷についても教養した。今後も取組を継続する。
⑦	各研修における「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用	くらし交通安全課	研修会において、事例をもとに、ハンドブックを活用しながら犯罪被害者支援担当者の対応スキル向上を行った。	年1回掲載内容を確認、更新するとともに、今後も継続して研修等において活用する。
⑧	県・県警・市町担当者に対する研修会の開催	警察本部	市町犯罪被害者等支援担当者及び管轄警察署担当者、支援関係機関・団体との合同研修会を開催した。 〔開催日〕4月26日、5月22日、6月5日 〔場所〕県庁、浜松総合庁舎、東部総合庁舎 〔参加人数〕134人	県・市町の窓口担当職員等が、犯罪被害者等支援の推進、二次的被害の防止に繋がる共通認識を持つとともに、行政と警察、関係機関等が連携した途切れない支援体制の構築に向けた意識高揚を図ることができた。今後も継続して各種研修等を開催する。
		くらし交通安全課	犯罪被害者等支援担当者研修会の開催 県・市町犯罪被害者等支援担当者と管轄警察署担当者、支援関係機関・団体との合同研修会を開催した。 ・開催日:4/26、5/22、6/5 ・開催場所:浜松総合庁舎、東部総合庁舎、県庁 ・参加人数:計134人	犯罪被害者等支援の推進、県・市町窓口担当職員等による二次被害防止及び行政と警察、関係機関等が連携した途切れない支援を目指し、窓口の充実や担当者の技術の向上に向けた取組を行った。今後も継続して各種研修等を開催する。
⑨	DV被害者、児童虐待に対応する相談員への研修の実施	男女共同参画課	・性暴力被害者支援者養成研修公開講座(10/18・くらし交通安全課主催)において、女性からの相談に対応している相談員や一般県民を対象に性暴力被害及び「プロダクティブ・ヘルス/ライツ」理解促進のための講座を開催した。(会場参加者25人、ウェブ参加者118人)	講座により相談員の資質向上が図られた。引き続き相談員向けの研修を開催し、相談員の資質向上を目指す。
		女性相談支援センター	①各健康福祉センター、市町の女性相談担当等を対象に、3回研修会を実施した。 ・第1回女性保護担当職員・女性相談員研修4/13(68人) ・第2回女性保護担当職員・女性相談員研修10/27(49人) ・第3回女性保護担当職員・女性相談員研修2/16(62人)(ハイブリッド研修) ②女性保護・DV相談担当者研修会5/26(34人)、6/1(6人)、6/19(41人)、6/28(27人) ③講師依頼により実施 ・女性相談班長(実施日1/16)	①第2回は精神障害のある方への相談支援について、第3回はDV被害者とその母子への支援について、講義を実施した。 ①②女性保護事業推進の中核となる女性相談員の資質向上のため、グループワークや事例検討会等、より実践的な研修を開催できるよう準備していく必要がある。 ③講師派遣では、DV対応相談への対応と新法について説明した。
		児童相談所	職種や経験等に応じ、それぞれの業務遂行に必要な知識や技術を習得するための各種研修を実施し、延べ1822人が参加した。	業務を遂行していく上で必要な知識と対応技術を習得できるよう、職種や経験等に応じた研修、また専門性を高めるための研修を今後も実施していく。
⑩	犯罪被害者等に初期に接する者への研修の実施	精神保健福祉センター	令和5年12月15日(金)に当所の所長および職員が講師となり、「こころの緊急支援研修会」としてオンラインで研修会を実施した。 参加者は72名。	当所主催で研修会を開催しているが、ゆくゆくは学校等の現場主催で研修会が実施されることが望ましい。
⑪	児童虐待に対応する市町職員への研修の充実	こども家庭課	令和5年11月6日に県警本部と合同で、児童虐待対応(臨検・捜索・110番通報対応に係る演習)に関する研修を行った。	臨検・捜索等についての概要を学び、実践的な演習を行うことにより、児童相談所・市町児童福祉主管課と警察のより円滑な連携を促した。
		児童相談所	必要となる知識や技術の習得、また要保護児童対策地域協議会の開催・運営等を支援するため、市町児童相談担当職員研修を開催し、延べ232人が参加した。	市町児童相談担当職員等に対する研修を実施し、相談体制の強化を図る。
⑫	高齢者虐待防止、権利擁護対応に関わる職員の対応能力向上	福祉長寿政策課	高齢者虐待対応を行う市町職員及び地域包括支援センター職員に対して高齢者虐待に係る研修会を開催した。 ・虐待対応研修会(東部・中部・西部各1回) 高齢者虐待対応の初動期を中心に、市町の責務やコアメンバー回議の役割等、基本的な考え方や対応方法、防止の視点等について、講義と演習を実施。東部32名、中部26名、西武39名参加。 ・虐待対応力研修会(静岡会場1回) 高齢者虐待の困難事例への支援・助言を行うとともに、虐待リスクへの対応力強化に係る講義と演習を実施。73名参加。	今後も高齢者虐待対応を行う市町職員等を対象とした研修会を開催し、対応能力の向上を図る。

意見の反映(第22条)

	取組	県機関	令和5年度における取組(成果)	検証結果
①	県政アンケート等を活用した県民の意識調査の実施	警察本部	実施はなかった。	今後、必要に応じて実施する。
		くらし交通安全課	なし	なし
②	推進計画策定及び改正時における意見公募(パブリックコメント)の実施	警察本部	実施はなかった。	今後、必要に応じて実施する。
③	推進計画策定、改正及び検証時における有識者検討会の実施	警察本部	前年度における推進計画の実施状況を検証する際、有識者への意見聴取を実施した。	検証時に聴取した有識者からの意見についても、内容を精査し、意見を反映すべく、検討を行った。今後も同種取組を継続し、被害者支援施策に対し、意見を反映させていく。

第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（令和5年度）

令和7年3月

静岡県犯罪被害者等支援推進本部

（事務局：静岡県警察本部 警務部 警察相談課 犯罪被害者支援室）